

## 多度津町農業委員会議事録

令和元年9月20日午前8時54分より午前9時45分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）                |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	達彦
8番委員	亀山	均則
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

## 審 議 内 容

事務局長            それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長                おはようございます。

非常にいい天気になってまいりました。爽やかな秋晴れと申しますか、実りの秋を迎えたわけでございますが、台風17号の発生ということで、ここ3連休は荒れ模様になるということで心配する向きもございますが、被害のないようにと祈るばかりでございます。秋を迎えて、非常に皆さん方にもいろんな作業面で忙しい時期を迎えたということでございますが、何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼申し上げます。

農政のほうは相変わらず、相変わらずと言うたらちょっと語弊がございますが、農地の集積等が一番の事業ということで、農業会議のほうもいろんな施策等を講じているようでございますが、委員の皆様方とともに集積等、ご尽力していただきたいということでございます。

そういうことで、早速ではございますが定例会を開催いたしたいと思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

事務局長            ありがとうございます。

次に、本日の定例会の出欠状況ですが、出席委員さんは14名中13名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条の規定による過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長                それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。4番の山崎委員さん、5番の斯波委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、例によりまして昨日の小委員会の報告のほうを亀山委員さん、よろしくお願いいたします。

8番委員            9月19日、農業委員会小委員会が開催されまして、その概要について報告させていただきます。

小委員会は、事務局側として亀山事務局長、吉田さん、農業委員会からは秋山会長、土田、大島両副会長、それと亀山、塚本委員のほうに参加して審議を行いました。

本日の議題に関して現地調査、現地確認をしましたのは、議案第2号、

議案第3号の番号1、2のこの3件を現地確認をさせていただきました。

議案第2号、農業廃止のための譲渡ということですが、非常に譲渡する土地もきれいに管理されており、隣の人が譲り受けるということで、特に問題は見受けられませんでした。

それと、議案第3号のほうに移りますが、1番のほうにつきましても、3面が宅地で、特に5条の転用等については問題なかったと小委員会のほうでは考えております。議案第3号の2番、これにつきましても、周囲がこういう施設の中につくられるところで、特に問題はなかったかという判断になりました。

詳細につきましては、事務局のほうから説明させていただきます、委員会のほうで審議のほうよろしくお願いたします。それと、各案件につきましては事務局のほうから報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、小委員会の報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。よろしくお願いたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

**【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号1番につきましては、借り手を変更し、機構を通して貸借予定です。

以上です。

議長

議案第1号は報告案件ということで、ご理解いただきたいと思います。続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号をごらんください。

**【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は農業を廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となっております。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可

には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

**【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅4区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年12月20日、工事完了が令和2年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、建築費等で合計8,500万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域であることから第3種農地であると判断しております。転用理由としては、グループホーム1棟となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年11月5日、工事完了は令和2年11月5日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、建築費等で6,200万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議に該当いたしません。

以上2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺

の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。特段ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局 議案第4号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、番号1番につきましては、令和元年10月1日から令和7年9月30日までの6年間の貸し付けとなっており、番号2番と3番につきましては、令和元年10月1日から令和11年9月30日までの10年間の貸し付けとなっております。合計3件で4筆、3,208平米となっております。

以上3件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

以上です。

議長 第4号議案、皆さんのほうから何かございましたら。

はい、どうぞ。

職務代理者(2番) 2番の614平米のうち、480平米だけというのになっとんやけど、残りはどうなるん。

事務局 農業用倉庫が建っております。

職務代理者(2番) それを項目として上げとかな、ほかのができるのではないですか。

事務局 引いたところは何になるかですか。

職務代理者(2番) 何があって引いとんかというふうなこと。既存建物があって倉庫があって引いとるとかでないと、残りはどうなるのってなるやないですか。

事務局 はい。これから加えるように、記載するようにします。

6番委員 ちょっとよろしいか。

議長 はい、どうぞ。

6番委員 貸し付けの面積は614ではなくて480になるわけ。

事務局 そうですね。

6 番委員 ほんだら、こっちの申請地のほうの面積を480にすべきではないん。

事務局 こちらが、システムの都合上、備考のところにかかせていただきました。

6 番委員 ほんで、備考のほうに今の全体がこれだけあるけど倉庫がこれだけあるから、これだけですよと書かな、何か480しか貸しとらんのに、614も貸し付けたようにとれるんやけど。それはシステム上できんわけだね。

事務局 そうですね。どうしても614平米で出てしましまして。

6 番委員 何かちょっと誤解を招くようなあれやな。今までこんなんはなかったかな。

事務局 いや、ありました。

推2番委員 いや、過去あったと思う。

事務局 同じようにさせてもらってました。

4 番委員 あれ、東白方であったかな、前に。倉庫が建つとるというて。

事務局 そうですね。何回かあって。

4 番委員 台帳のほうで機構が入れるんでないか。システム上、何か。

6 番委員 分筆まではせんやの、これは。

事務局 分筆までしてないです。機構の方が測って、480平米だったということ。

6 番委員 ほんだら、こっちが480の申請地を書くべきやと思うんやけど、それが反対になつとるのが何かおかしいかなと思って。

4 番委員 さっき言うた備考の欄で、なんやったら……。

6 番委員 備考でも書くようにするとか、そんなんがあったら。

4 番委員 ほんなら、物が建つとるとかな。

事務局 はい。

4 番委員 みんなにわかるように、質問もないかわからんもんな。

事務局 これからするようにします。

4 番委員 お願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認といたします。  
続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1

9条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

議案第5号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。

補足といたしまして、番号5番につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借り手のみの変更申請となります。なので、土地所有者である貸し手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借り手への貸借は、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。また、農業委員会の承認を得ますと、9月25日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

今言われよった2番の野間は、614が取扱面積というので480になつとる、こういう様式でいっきよるということで、塩入さん、どうですか。

職務代理者(2番)

いや、これやったら構わんで。こっちの分やったら見える。

6番委員

こっちの書式やったらわかる。

職務代理者(2番)

見えるんや。こっち側は見えんやん。

6番委員

見えんからそういうことです。

こっちの分は問題ないと思う、こっち議案第4号のものは。

職務代理者(2番)

議案第4号のほうは見えん。議案第5号のほうは見えるけど、議案第4号のほうは見えんから聞いたんです。

6番委員

今言うたように、備考に書いてくれるというような話やけん、それを見たらいいと思いますけど。

議長

ご意見等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、報告案件としてその他、事務局よりお願いいたします。

事務局長

事務局より5点報告があります。

1点目は相続届について、2点目は農業委員会活動記録簿について、3点目は人・農地プランの実質化について、4点目は農業委員の補充に

ついて、5点目は農業委員会の視察研修についてです。

事務局

【その他5点について事務局より説明】

事務局長

最後に、引き続き来月の予定につきましてご報告させていただきます。

10月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、9番の大谷委員さん、推進委員さんは3番の大西委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、翌日18日金曜日の午前9時から、同じく第1会議室で行います。署名委員さんは、6番の塩入委員さん、8番の亀山委員さん、9番の大谷委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

閉会后、また改正に向けての勉強会をやりたいと思います。議事日程は以上でございますが、皆さんのほうから全体を通して何かございましたらご発言いただきたいと思います。特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。